

家庭用化学製品による健康被害事故を防止するための 製品表示内容提案データベース 検索結果 [必要な表示内容一覧]

Table with columns: 検索条件 (Search Conditions), 基本項目 (Basic Items), 注意喚起項目 (Warning Items), 禁止項目 (Prohibited Items), 関連する事故原因 (Related Accident Causes), 把握件数 (Number of Cases). Rows include details for chemical products like '洗剤・洗剤類・漂白剤類' and '液体ボンプ式スプレー'.

検索結果 検索条件の製品に関して、事故防止の観点から、表示することが望ましい内容

Table with columns: 基本項目 (Basic Items), 注意喚起項目 (Warning Items), 禁止項目 (Prohibited Items), 関連する事故原因 (Related Accident Causes), 把握件数 (Number of Cases). Rows include details for '家庭用化学製品' and '食品・食器類'.

参考

家庭用品品質表示法や業法に基づき、すべての家庭用化学製品について表示することが望ましい項目
品名、正味量、成分、液性、事業者の名称・連絡先
用途、使用法、使用上の注意、緊急処置、緊急時の連絡先
製品表示を作成する際に参照すべき法律、参考となる資料等(一例)
法律・省令等を含む家庭用品の規制に関する法律、家庭用品品質表示法、業法、農薬取締法、高圧ガス保安法
自主基準
家庭用洗剤・漂白剤等安全対策協議会(http://www.jsds.or.jp/4_ehseam/ca195/antaikyoushisyu.pdf)
家庭用洗剤・漂白剤等安全対策協議会(http://www.kabikyo.gr.jp/e_katsudou/e_katsudou00.html)
芳香消臭脱臭剤協議会(http://www.houkou.gr.jp/criterion/pdf/criterion_02.pdf)
生活害虫防除剤協議会、日本工芸アソシエーション
その他、安全確保マニュアル作成の手引き(厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室)
消費生活用製品の警告表示のあり方について
(平成7年2月、通商産業省産業政策局表示・取扱い説明書公正化委員会)

厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）
分担研究報告書

製品表示内容と各種関係法律、自主基準の調査および製品表示評価データベースの構築

分担研究者	真殿かおり	(財) 日本中毒情報センター	課長
研究協力者	波多野弥生	(財) 日本中毒情報センター	課長
研究協力者	遠藤 容子	(財) 日本中毒情報センター	施設長
研究協力者	黒木由美子	(財) 日本中毒情報センター	施設長
研究協力者	吉岡 敏治	大阪府立急性期・総合医療センター	医務局長

研究要旨：家庭用化学製品による誤使用、被害事故を防止するためには、消費者が誤使用、被害事故の発生やそれらによる健康被害を予測できるような製品表示の内容にしなければならない。そこで、製品表示に関する各種法律・自主基準の規定事項、および日本中毒情報センターで把握している家庭用化学製品に起因する誤使用・被害事故の発生状況を分析し提案された表示内容と、実際の製品表示内容を照合し評価するためのデータベースを作成した。

実際の製品表示を評価する上では、対象とする項目・内容と評価基準の設定が非常に重要となる。前年度作成した「製品表示データベース」の構成要素を基に、「製品表示評価データベース」の構成要素を検討し、該当する法律・自主基準に関わらず、「商品名」「品名」「用途」「成分」「液性」「正味量」「使用方法」「使用上の注意」「応急処置」「事故発生時の問合せ先」の10項目を表示必須項目とした。使用上の注意の内容については、用途ごとに制定されている法律・自主基準の規定内容だけでなく、製品の特徴から起こりうる事故を予測し、その対策上必要な製品表示内容を提案するデータベースの結果と比較照合する形式とした。使用上の注意に関する表示文の評価は、危険回避のための具体的な指示や定量的指示がなされている場合、予見される事故の状況・健康被害を示している場合を適切な表示とした。

事故発生時の対処法について評価基準を設定するために、各種法律・自主基準の比較再検証を行って行く中で、いくつか問題点が浮かび上がった。事故発生時の対処法は、用途に関わらず成分組成と摂取状況によってほぼ決まる。衣料用柔軟仕上げ剤や芳香洗剤の中には、界面活性剤の含有率において合成洗剤と大差ない製品があるにも関わらず、適用される法律・自主基準が違うため合成洗剤のように界面活性剤の含有率に関する表示規定はない。芳香洗剤はその容量・形態から、大量に誤飲される可能性は低いが、事故発生時に対処法を決定する上では、成分名だけでなく含有率を考慮する必要がある。界面活性剤の含有率が低いものにおいては、その毒性の低さを示すためにも、「衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準」や「一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤の自主基準」に表示規定の追加が求められる。「催吐禁忌」の規定があるのは、「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」と「パーマメント・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準」のみであるが、少なくとも有機溶剤が主成分で、誤飲事故が起こりやすい液状の製品、ワックス類、塗料類、接着剤類、油剤・乳剤等の殺虫剤類など、「催吐禁忌」を含め誤飲に関する具体的な表示規定が必要と考える。

今回作成したデータベースでは評価対象になっていないが、重要度を考慮し、表示順、表示場所などを評価する必要がある。これには日本中毒情報センターで把握している家庭用化学製品による誤使用・被害事故の分析調査の結果をもとに評価基準を設定することが、非常に有用と考える。今後、これらを実評価対象に加え、データベースを改善していく必要がある。

A. 研究目的

家庭用化学製品による誤使用、被害事故を予防するためには、一般消費者に十分かつ有用な情報を提供する必要がある。本研究の目的は、消費者が製品表示内容から誤使用、被害事故の発生およびそれらによる健康被害を予測できるかという観点から、実際の製品表示を評価するためのシステムを構築することである。

今年度は、平成14年度に調査した製品表示に関する各種法律・自主基準の規定事項、および日本中毒情報センターで把握している家庭用化学製品に起因する誤使用・被害事故の状況を分析し提案された表示内容と、実際の製品表示を照合し、評価するためのデータベースを作成した。

B. 研究対象と方法

1) データベースの構成要素と評価基準の検討

(1) データベースの構成要素

平成15年度の誤使用・被害事故発生商品の製品表示、記載内容の分析調査において作成した「製品表示データベース」の構成要素をベースに、表示項目、注意事項および事故発生時の対処法の記載内容に分けて、製品表示を評価する上で、必要となる構成要素とそのデータ形式を検討した。

製品の特徴（用途、成分、剤形、容器、使用方法、使用場所）については、製品の特徴から起こりうる事故を予測し、その対策上必要な製品表示内容を提案するデータベースとの接続を念頭に、関連する項目、コードの統一化を図った。

(2) データベースの評価基準

平成14年度に調査した製品表示に関する法律・自主基準で規定あるいは例示されている表示項目および注意事項、事故発生時の対処法に関する内容を比較検証し、評価基準とするため実際の製品表示と照合できる形式に整

備した。注意事項に関する表示文の評価基準については、各種関係法律、自主基準を参考にするとともに、これまでに試買等で収集した市販製品の表示文を対象に、前年度作成した「製品表示データベース」を用いて検討し設定した。

2) 製品表示評価データベースの作成

1) の結果を基に、製品情報（特徴、表示項目・内容）を入力し、表示されている項目・内容の評価を行い、その結果を表示するデータベースを作成した。注意事項の内容については「製品表示内容提案データベース」（分担研究者 波多野弥生）の結果を反映させた。なお、データベース作成にあたってはMicrosoft社のアプリケーションソフトMicrosoft Office Access 2003を用いた。

C. 研究結果

1) データベースの構成要素と評価基準の検討

(1) データベースの構成要素

誤使用・被害事故の防止と事故発生時の健康被害を軽減できるかという観点で、製品表示を評価するために必要と考えられる表示項目を表1に示す。表示者の連絡先として、家庭用品品質表示法では、住所か電話番号のどちらか一方を付記すればよいとなっている。「住所」「電話番号」とも表示することを規定している自主基準もあるが、緊急時の連絡先としては不十分と考え、「事故発生時の問合せ先」を別に設けた。「商品名」「品名」「用途」「成分」「液性」「正味量」「使用方法」「使用上の注意」「応急処置」「事故発生時の問合せ先」については、該当する法律・自主基準にかかわらず該当する事項がある場合は、表示必須項目とした。

(2) データベースの評価基準

今回データベースの評価基準の検討対象とした該当法律・自主基準を表2に示す。

製品表示に関する法律・自主基準は基本的に製品群（用途）ごとに制定されているが、今回作成するデータベースでは、多様な製品に対して網羅性高く対応することができるようにするため、各種法律・自主基準の比較を行った。表3に主な法律・自主基準による成分組成に関する表示規定について、製品群別にまとめた。消防法による危険物を含有する製品、エアゾール剤については広範な製品群に適用されるので別記とした。家庭用化学製品に含有されている成分のうち、特に誤使用・被害事故の発生時に問題となる成分、対処する上で考慮すべき成分として、界面活性剤、酸・アルカリ、塩素系薬剤、有機溶剤、農薬成分について比較した。法律・自主基準において明確に界面活性剤の総含有率を表示する規定があるものは、家庭用品品質表示法で規定されている合成洗剤、洗濯用又は台所用石けん、クレンザーのみであった。酸・アルカリについては、主な洗浄作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用による住宅用・家具用の洗剤には含有率も含め表示規定があり、漂白剤、クレンザーに成分の表示規定がある。これらは、家庭用品品質表示法で液性についても表示規定があるが、それ以外の農薬取締法や薬事法の対象品目には、農薬成分、医薬品の有効成分以外は含有率だけでなく、液性の表示規定もない。

事故発生時の対処法に関する該当法律・自主基準の規定を表4にまとめた。ただし、「成分等により応急処置が必要な場合はその旨表示する」というように、具体的な規定が無い場合は対象外とした。対処法に関する表示は「使用上の注意」や「取扱い上の注意」「その他の注意」などの中に規定されていたが、項目の名称として明確に「応急処置」との規定があるのは「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」のみであった。「催吐禁忌」の規定がある製品群は、アルカリ性洗剤、塩素系洗剤、塩素系漂白剤とパーマネント・ウェーブ

用剤の第1剤であった。パーマネント・ウェーブ用剤の自主基準では、「目に入った場合、直ちに眼科専門医を受診すること」と指示した上で、「自分の判断で目薬等を使用しない。」との注意書きが添えられており、これは他の自主基準にはみられなかった点であった。これはパーマ液の眼に対する毒性に基づくが、酸・アルカリを含有する製品群などにも表示を検討する必要があると思われる。

事故発生時に起こりうる健康被害、症状を具体的に示しているのは、「洗剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」による、酸・アルカリの眼に対する影響（酸性洗剤による「目を傷める」、アルカリ性洗剤、塩素系洗剤、塩素系漂白剤による「失明のおそれ、目を傷める」）のほか、各自主基準に吸入時の症状として、防水スプレーで「多量に吸い込むと、嘔吐、呼吸困難等の症状がでる場合がある」、洗剤・漂白剤類、カビ防止剤で「目にしみたり、咳込んだり、気分が悪くなった時は使用を止める」、芳香剤類で「気分が悪くなった場合は直ちに使用をやめる」とあった。

使用上の注意に関する表示文の評価は、次の5段階とした。1. 適切に表示されている 2. 表示はされているが、解りにくい（一文に複数の内容が記載されている場合など） 3. 表示はされているが、改善の余地がある（表示理由、具体的な指示などを記載した方がよい） 4. 表示はされているが、改善の余地がある（その他） 5. 必要な表示がない。上記に沿った表示文の主な評価基準例を表5に示す。具体的な指示や定量的指示がなされている場合、予見される事故の状況、健康被害を併せて表示している場合を適切な表示とした。

2) データベースの作成

以上の結果を反映させて製品表示評価データベースを作成した。データベースの構成要素の検討の段階で必要とした評価対象項目のう

ち、使用方法の内容、表示場所など表1において括弧書きとなっている事項は今回作成したデータベースではシステム上、評価対象とはなっていない。製品情報入力から結果表示までの各画面を図1～図6に示す。

初期画面(図1)では、製品名、品名、種類、用途、成分、使用方法などの基本項目が製品に表示されているかをチェックし、該当する法律・自主基準を入力する。事故発生時の対処法については、「使用上の注意」などの中に記載されている製品も多いが、誤使用・被害事故の予防に関する事項と事故発生時の対処法に関する事項を区分し、「応急処置」という項目名を用いて別記されている場合のみ「応急処置」の項にチェックを付ける。成分について表示されている場合は、その詳細について別画面(図2)を開いて入力する。

次画面で使用上の注意に関する入力を行う(図3)。ここでは、「製品表示内容提案データベース」により得られた製品ごとの事故発生因子を考慮し、必要とされた注意事項について、使用前の注意事項、使用時の注意事項、及び使用後の注意事項、保存・廃棄に関する注意事項の順に、製品に表示されている内容をチェックし、その表示順などについて入力する。今回のデータベースでは評価結果に反映できていないが、製品表示作成者が利用することを念頭に、実際の表示順とは別に、表示作成者の考える重要度を数値で入力する「重要度」欄と表示する必要がないと考える場合にチェックする「表示不要」欄も設けた。最後に(図4)、事故発生時の対処法について入力し、結果表示画面に移る。

結果表示画面(図5・6)では、該当する法律・自主基準と照合して不足している項目、注意事項、事故発生時の対処法と、誤使用・被害事故に関する実態調査の結果から必要な表示として提案された内容と比較して追加を考慮すべき注意事項が表示される。さらに、現状の表示文で改善が求められる点が提示さ

れる。

D. 考察

本研究では、平成14年度の製品表示に関する法律・自主基準の調査、平成15年度に作成した製品表示データベースを基に、製品表示評価データベースの作成を試みた。日常的に使用される家庭用化学製品は数十万種類にもものぼり、用途、使用方法も様々である。消費者が製品表示内容から誤使用・被害事故の発生を予測し未然に回避できるか、事故が起こった場合に最小限の被害に留めるべく適切に対処できるかという観点から、実際の製品表示を評価する上では評価の対象とする項目・内容と評価基準の設定が非常に重要となる。評価対象項目のうち、「商品名」「品名」「用途」「成分」「液性」「正味量」「使用方法」「使用上の注意」「応急処置」「事故発生時の問合せ先」を何れの製品群にもかかわらず表示が必須の項目とした。「事故発生時の問合せ先」としては日本中毒情報センター 中毒110番の電話番号を含め、24時間対応可能な電話番号を記載することが求められる。「液性」について表示規定のある製品群は少ないが、眼に入った場合などの参考になるので、固体製品であっても溶解時の液性を表示することが望ましい。

今回データベース作成にあたって、その評価対象、評価基準を設定するために、各種法律・自主基準を比較し、再検証を行ったところ、いくつか問題点が浮かび上がった。従来、製品表示に関する法律・自主基準は、基本的に製品群(用途)ごとに制定されているが、家庭用化学製品による誤使用・事故は、用途だけでなく、製品の「成分」、「剤型」、「容器」、「使用方法」、「使用場所」など様々な事故発生因子が複合的に作用した結果、発生していることが明らかとなっている¹⁾。事故が発生した場合の対処法においては、有機溶剤含有製品における催吐の可否のように、用途に関

わらず成分組成と摂取状況によってほぼ決まる。関係法律・自主基準の成分に関する規定を比較したところ、界面活性剤の毒性を考慮すべき製品群としては、衣類や住宅用の洗剤・洗浄剤類、柔軟仕上げ剤、人体に使用する洗顔料、シャンプー・リンスなどの身体洗浄剤類、一部の芳香剤類などがある中で、明確に界面活性剤の総含有率表示の規定があるものは、家庭用品品質表示法で規定されている合成洗剤、洗濯用又は台所用石けん、クレンザーのみであった。界面活性剤を主要成分とする家庭用化学製品による誤飲事故の場合、個々の界面活性剤による毒性よりも界面活性剤としての総含有率が問題となり、言い換えれば界面活性剤個々を特定するための成分名が不明でも、(陰・非イオン性、陽イオン性)界面活性剤としての総含有率がわかれば十分な場合が多い。主目的として芳香・消臭等の効果をうたう製品の場合、芳香剤類の自主基準の適用となり、界面活性剤の含有率については全く表示規定がないが、トイレ用芳香洗浄剤や芳香消臭防汚剤として販売されている製品の中には、その成分組成がトイレ用合成洗剤とほぼ同じものがある。芳香洗浄剤はその容量・形状から、大量に誤飲される可能性は低いと考えられるが、事故発生時の対処法を検討する上では成分名だけでなく含有率を考慮する必要があり、その表示が望まれる。また、界面活性剤の含有率が低いものにおいては、その毒性の低さを予め伝えておくためにも表示する必要があると考える。

衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準にも含有率に関する表示規定はないが、事故発生時には界面活性剤の毒性を考慮しなければならない。その含有率は5%以下と低濃度の製品から30%近く含有するものまで幅があるため、合成洗剤と同様に総含有率の表示が必要と考えられる。

「催吐禁忌」の規定がある製品群は、アルカリ性洗浄剤、塩素系洗浄剤、塩素系漂白剤と

パーマネント・ウェーブ用剤第1剤のみであった。接着剤については、家庭用品品質表示法で「取扱い上の注意」として、「人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を適正に行う旨」の規定がある。メーカーにより「飲み込んだ場合は、無理に吐かせずに、直ちに医師の診断をうけてください。」との表示をしている製品もあるが、吸入と眼に入ったときの応急処置のみで、誤飲時の応急処置については全く表示されていない製品もあった。接着剤に限らず、有機溶剤が主成分で、誤飲事故が起こりやすい液状の製品、例えばワックス、塗料、油剤・乳剤等の殺虫剤類などについては少なくとも、「催吐禁忌」を含め誤飲に関する具体的な表示規定が必要と考える。

今回、表示順、表示場所についてはシステム上評価できていないが、「使用上の注意」「応急処置」「事故発生時の問合せ先」については、以上の順に一ヶ所にまとめて表示する必要がある。さらに、「使用上の注意」内の表示順については、使い方の順あるいは重要度順、「応急処置」では、重要度順が適当とされる。重要度順については、事故の重症度×事故発生頻度から決定され、これには日本中毒情報センターで把握している家庭用品による誤使用・被害事故の実態調査、詳細調査の結果をもとに評価基準を設定することが、非常に有用と考える。今後、これらを評価対象に加え、データベースを改善していく必要がある。

E. 結論

初年度の製品表示に関する法律・自主基準の調査、前年度に作成した製品表示データベースを基に、「製品表示評価データベース」を作成した。消費者が製品表示内容から誤使用・被害事故の発生を予測できるかという観点から、実際の製品表示を評価する上では評価の対象とする項目・内容と評価基準の設定が非常に重要となる。データベースの構成要

素は、「商品名」「品名」「用途」「成分」「液性」「正味量」「使用方法」「使用上の注意」「応急処置」「事故発生時の問合せ先」を必須の表示項目とした。評価基準には、製品表示に関する法律・自主基準で規定されている内容とともに、「製品表示内容提案データベース」(分担研究者 波多野弥生)の内容を反映させた。使用上の注意に関する表示文の評価は、危険回避のための具体的な指示や定量的指示がなされている場合、予見される事故の状況・健康被害を示している場合を適切な表示とした。

今回、表示順、表示場所についてはシステム上評価できていないが、使用上の注意や事故発生時の対処法については、重要度順を考慮しなければならない。重要度順は事故の重症度×事故発生頻度から決定され、これには日本中毒情報センターで把握している家庭用品による誤使用・被害事故の実態調査、詳細調査の結果をもとに評価基準を設定することが非常に有用と考える。今後、これら进行评估対象に加え、データベースを改善していく必要がある。

参考文献

1) 波多野弥生：家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査。平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金事業研究報告書，2004。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表1 製品表示の評価対象項目と製品表示評価データベースにおけるデータ型

項目	データ型		(表示場所)	(表示順)	(強調方法)
商品名	有無		○		
品名	有無		○		
容器・パッケージ*	選択	エアゾール/ボトル//・食品等と類似//・詰替用有り//			
(個包装)					
(付属物)		添付文書/札/シール/			
剤型(内容物の外観)*	選択	固体/液体/気体//・食品、経口薬と類似//			
用途*	有無/選択	殺虫剤類/洗剤、洗浄剤、漂白剤類/塗料、溶剤類/////	○		
使用方法*	有無/選択	希釈//混合/噴霧//浸漬//据置//・併用//複雑な使用法/			
使用場所*	選択	台所/トイレ/床上////			
成分*	有無/選択	農薬/酸・アルカリ//有機溶剤//界面活性剤/成分組成:別テーブル	○		
内容量	有無		○		
液性	有無		○		
毒性	有無		○		
使用量	有無		○		
(使用方法)			○		○
使用上の注意	選択		○	○	○
応急処置:項目名	有無	事故発生時の対処法	○		○
応急処置:詳細	有無/選択	経口、経皮、眼、吸入、その他		○	○
連絡先:会社名	有無				
連絡先:(部署)	有無	(相談窓口と認識できるか?)			
連絡先:住所/電話番号	有無				
事故発生時の問合せ先	有無		○		
(JPIC TEL No.)	有無				
(HPアドレス)	有無	(使用上の注意、応急処置、含有成分等の情報が得られるか?)			
該当法律・自主基準	選択				
(自主基準適合マーク)	有無				
健康被害事例:発生状況	有無				
健康被害事例:症状	有無				

*: 有無=表示の有無、選択=製品の特徴(事故発生因子)

強調方法: 文字サイズ、文字色、枠囲いなど

表2 家庭用化学製品の表示に関わる該当法律・自主基準

家庭用品品質表示法

合成洗剤
洗濯用又は台所用の石けん
住宅用又は家具用の洗浄剤
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤
台所用、住宅用又は家具用の磨き剤 クレンザー
台所用、住宅用又は家具用の磨き剤 クレンザー以外の磨き剤
住宅用又は家具用のワックス
塗料
接着剤(動物系・アスファルト系を除く)

薬事法

医療用医薬品
一般用医薬品
医薬部外品
化粧品

農薬取締法

毒物劇物取締法

消防法

高圧ガス保安法

農薬容器表示要領

家庭園芸農薬表示要領

家庭用生活害虫防除剤の自主基準

防虫剤の表示に関する公正競争規約

医薬品殺虫剤等の添付文書(製品表示)作成のガイドライン

洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準

家庭用カビ取り剤(塩素系)自主基準

家庭用カビ取り剤(非塩素系)自主基準

家庭用カビ防止剤自主基準

家庭用シミ抜き剤の自主規制基準

柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤の自主基準

コンタクトレンズ用洗浄剤、保存剤、洗浄保存剤等に関する安全自主基準

化粧品の使用上の注意事項の自主基準

防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引き

日本塗料工業会自主基準

パーマメント・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準

染毛剤の自主基準

日本エアゾール協会の自主基準

表3 製品群別の該当法律・自主基準による成分に関する表示規定

	界面活性剤		酸・アルカリ		塩素系薬剤		有機溶剤		農薬成分		その他		備考(該当法律他)
	成分名	含有率	成分名	含有率	成分名	含有率	成分名	含有率	成分名	含有率	成分名	含有率	
合成洗剤	○	○											品表法:「蛍光増白剤」「酵素」「漂白剤」
石けん(複合石けん)	○	○											品表法:(純石けん)「純石けん分」 (含有率及び「種類」の名称)
洗浄剤類	○「界面活性剤」(≥3%含有する場合は「種類」の名称を付記)*	○	○「主要成分(種類の名称)」		○「次亜塩素酸塩」								品表法:「漂白剤」「漂白剤等安全対策協議会の自主基準」
漂白剤	○「界面活性剤」(含有率が最も高いものの種類の名称)	-	△「塩素系≥1%の場合 は成分名(アルカリ剤)」		○「(塩素系)を付記」								品表法:「漂白剤」「漂白剤等安全対策協議会の自主基準」
クレンザー	○「界面活性剤」(≥3%含有する場合は「種類」の名称を付記)*	○	△「アルカリ剤」など(1%以上含有の場合)		○「漂白剤」								品表法:「アルカリ剤」など(10%以上含有:種類の名称も要)
クレンザー以外の磨き剤	○「界面活性剤」	-											品表法:「脂肪酸」
家庭用カビ防止剤													家庭用カビ防止剤自主基準
衣料用柔軟仕上げ剤													衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準
芳香剤類													一般消費者用芳香・消臭・脱臭剤
コンタクトレンズ用洗浄剤・保存剤・洗浄保存剤													
ワックス													
塗料													品表法
接着剤													品表法:含有率:合成樹脂の種類 の用語ごとに付記可
家庭用シミ抜き剤													品表法
防水スプレー													家庭用シミ抜き剤の自主規格 基準
染毛剤(永久染毛剤/脱色・脱染剤)、パーマ剤・ウェーブ用剤													防水スプレー安全確保マニュアル 作成の手引き
染毛料													薬事法(医薬部外品)
家庭園芸用殺虫剤類													薬事法(化粧品)
殺虫剤類(一般用医薬品)													農薬取締法
殺虫剤類(医薬部外品)													薬事法、医薬品殺虫剤等の添 付文書(製品表示)作成のガイ ドライン
家庭用生活害虫防除剤													家庭用生活害虫防除剤の自主基 準
防虫剤													(ペトリン製剤など)
項防法による危険物を含む製品 (一部の化粧品類、殺虫剤類他)													消防法
エアゾール剤													高圧ガス保安法

有機溶剤:アルコール系溶剤含む

含有率:成分名(含有率)に関する表示規定がある
場合

△:一部のものについて成分名(含有率)に関する表示規定がある
場合
○:種類(名称)は「種類」の名称を付記する場合は、含有率の大きいものから列記。含有率3%未満のものしか含まれていない場合には、含有率の最も高いものを一つ

表4 該当法律・自主基準による事故発生時の対処法に関する表示規定

毒性を考慮すべき主要成分	応急処置に関する表示のある項目の名称	起身に きたに 場合が	経口			経皮			眼			吸入	持受 参診 の時、 指し 商品等	状		
			全希 殺	牛乳 忌	催吐 忌	催吐 忌	催吐 忌	催吐 忌	催吐 忌	催吐 忌	催吐 忌				催吐 忌	催吐 忌
界面活性剤	使用上の注意	○	△													
酸性洗剤	応急処置	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	目を傷める
アルカリ性洗剤	応急処置	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	NaOH, KOH ≥ 2%: 「失明のおそれがある」, < 2%: 「使用剤型、他の成分を動かし「目を傷める」」でも可
塩素系洗剤・塩素系漂白剤	応急処置	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
塩素系以外の漂白剤	応急処置	○	△													
カビ防止剤	使用上の注意	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
衣料用柔軟仕上げ剤	使用上の注意	○	△													
芳香剤	注意表示	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
コンタクトレンズ用洗剤・保存剤	使用上の注意	○	●													
ワックス	使用上の注意															
塗料																
接着剤	取扱上の注意															
防水スプレー																
パーマナント・ウェーブ用剤第1剤	使用上の注意事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	多量に吸い込むと、嘔吐、呼吸困難等の症状がでる場合がある
パーマナント・ウェーブ用剤第2剤	使用上の注意事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	吐かせると、口、喉、食道等の粘膜がただれるおそれがある
医薬品殺虫剤 くん煙剤	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬品殺虫剤 粒剤	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬品殺虫剤 エアゾール(全量噴射型含む)	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬品殺虫剤 液剤	相談すること/ 用法用量に関連する注意	◎*														
医薬品殺虫剤 殺虫プレート	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬品殺虫剤 シラミ駆除剤 (ノンタイプ)/バシアンタイプ	相談すること	◎*														
医薬部外品殺虫剤 粉剤	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬部外品 液体蚊取り	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬部外品 忌避剤エアゾールタイプ	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬部外品 殺うじ剤	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬部外品 ダニ・ハエ蚊・ゴキブリ用エアゾール	相談すること/その他の注意	◎*														
医薬部外品 殺虫剤 シート剤、ペイト剤	相談すること	◎*														
医薬部外品 蚊取りマット、蚊取り線香	相談すること	◎*														
家庭用生活害虫防除剤(防虫剤除く)	使用中(後)の注意事項	◎*														
防虫剤	使用上の注意	○														

○: 表示規定有り ◎: 医師の診察を受ける ●: 異常がある場合(必要であれば)受診 △: (異常のある場合)医師に相談 * 直ちに受診 ** 専門医の診察を受ける

表5 使用上の注意の表示文の評価基準(例)

評価	評価要因	表示例
用途外使用禁止		
1	具体的表示例 (本来の用途)	〇〇の用途以外に使用しない
1	具体的表示例 (間違いやすい用途)	〇〇にのみ使用し、△や□には使用しない
3		用途以外には使用しない
保護具使用		
1	健康被害 /危険回避の方法	目に入った場合は失明のおそれがあるので、使用時は必ずメガネを着用する
1	危険回避の方法	目に入らないように注意し、必要に応じてメガネを着用する
3		目に入らないように注意する
1	健康被害 /危険回避の方法	多量に吸い込むと、嘔吐、呼吸困難等の症状がでる場合がある。使用時にはマスクを着用する
1	危険回避の方法	吸い込まないように注意し、必要に応じてマスクを着用する
3		吸い込まないように注意する
換気注意		
1	健康被害	体調によっては、頭痛や喉の痛みの原因となるので、換気をよくして使用する
1	具体的指示	換気扇を回す (2ヶ所以上開けると換気効果が高い)
1	具体的指示	使用中は窓を開けて室内を開放する
3		換気をよくして使用する
噴射方向注意		
1	健康被害	凍傷や酸欠を起こすことがあるので、直接皮膚や顔面に向けて噴射しない。
1	健康被害	人体に向けて使用しない。目や口に入ると刺激を受けたり、凍傷などの異常を起こす恐れがある
4		人に向けて噴射しない
4		顔の近くでスプレーしない
連続使用禁止		
1	健康被害、定量的指示	凍傷になるおそれがあるので、同じ箇所に連続して〇秒以上スプレーしない
3		続けて使用しない
4		1缶以上を使用する場合は、約〇時間の間隔をあける。
4		同じ箇所に〇秒以上連続して噴霧しない
保管場所、保管方法		
1	予見される事故の状況	缶がさびると破裂の原因になるので、水回りや湿度の高い場所には置かない
1	予見される事故の状況	高温になると破裂の危険があるため、直射日光のあたる所、車内など温度が40℃以上となる所に置かない
3		高温高湿・直射日光のあたる場所で保管しない
子供に注意		
1	具体的に注意喚起	小児の手が届かないところに保存し、誤飲・誤食・いたずらをしないように注意する
1	具体的に注意喚起	子供ののいたずら、誤飲・誤食事故が多く発生していますので、小児の手が届かないところに保存する
2	解りにくい	飲食物・食器類やペットの餌と区別し、直射日光をさげ、密栓して、小児の手が届かない冷涼で乾燥した場所に保管する
3		小児の手が届かない所に保管する
4		子供に注意

4	事故原因	基本項目分類 基本項目	注意表示例文	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	事故発生時の 対応入力へ	表示 あり	表示順 置数	表示 不要	評価 CO	(事故状況)	(健康被害)
123	4001	基本 表示と並び使用	付属品が壊れたら使用を中止する /付属品が壊れたら使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
1		基本	使用前に表示をよく読む /使い終わるまでは表示を消さない、説明書は保管する					<input checked="" type="checkbox"/>	1	<input type="checkbox"/>	3		
240	1000	用途 用途誤り注意 使用目的、使用対象外	使用前に用途を確認する /用途以外に使用しない、○の用途以外に使用しない					<input checked="" type="checkbox"/>	5	<input type="checkbox"/>	3		
166	1001	用途 シャボン玉などに使 用	/シャボン玉などに使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
31	1002	用途 人体に対して使用	/人体に使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
232	2000	使用前確認 用途誤り注意	使用前に(使用方法)・(使用上の注意)をよく読む /本来の使用法以外の方法で使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
475	3001	使用前確認 食品・医薬品(口 袋)との誤食	食べ物ではありません /食べない、飲まない					<input checked="" type="checkbox"/>	3	<input type="checkbox"/>	1		
41621	6001	乳幼児・高齢者 への配慮 乳幼児・児童	子供のいたずらに注意する /子供の見えるところ、手の届くところでは保管しない					<input checked="" type="checkbox"/>	2	<input type="checkbox"/>	1		
	6004	乳幼児・高齢 者への配慮 乳幼児・児童	子供が使用する場合は必ず保護者の監督のもとで使用する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

図3-1 製品表示評価データベース 使用前の注意事項 入力画面

4	事故原因	基本項目分類 基本項目	注意表示例文	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	事故発生時の 対応入力へ	表示 あり	表示順 置数	表示 不要	評価 CO	(事故状況)	(健康被害)
59	2102	使用環境 保護具が不要 保護具使用	目に入らないように注意し、必要に応じてメガネを装着する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
59	2104	使用環境 保護具が不要 保護具使用	吸い込まないように注意し、必要に応じてマスクを装着する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
59	2106	使用環境 保護具が不要 保護具使用	皮膚につかないように注意し、必要に応じて手袋を装着する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
63	2203	使用量 適量に使用 使用量	使用量に注意する /決められた量以上に使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
242	5002	使用方法 危険な動作 危険	薬剤が飛び散らないよう、またこぼさないよう注意する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
12	2313	使用方法 燃料を加熱 燃料加熱	火気に注意する /燃料を加熱しない、火気の近くで使用しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
0	2111	使用環境 食品・医薬品 との誤食 食品	食品や食料にかからないよう注意する					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

図3-2 製品表示評価データベース 使用中の注意事項 入力画面

4	事故原因	基本項目分類 基本項目	注意表示例文	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	使用目的 注意事項	事故発生時の 対応入力へ	表示 あり	表示順 置数	表示 不要	評価 CO	(事故状況)	(健康被害)
73	2404	使用法処理 使用後のプラ ン処理 使用後のプラン 処理	洗浄機を使用した場合はよくすすぎ、子供の手の届かないところに置く /薬剤が白濁した後プランを洗濯しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
20	2405	使用法処理 薬剤残りのま ま廃棄 廃棄方法	廃棄前に薬剤を完全に洗い流す					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
	2403	使用法処理 使用後の薬 剤残量 使用後の薬剤残 量	使用後の薬剤はきちんと密封して片づける					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
309	5001	保管方法 適切な 保管方法	容器の破損に注意する /容器を倒さない、落とさない					<input checked="" type="checkbox"/>	4	<input type="checkbox"/>	3		
102	6003	保管方法 適切な 保管方法	/高温高湿・直射日光のあたる場所で保管しない					<input checked="" type="checkbox"/>	6	<input type="checkbox"/>	4		
	2502	保管方法 適切な 保管方法	/風の上や不安定な場所で保管しない					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
		保管方法 適切な 保管方法	凍結を避ける					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			

図3-3 製品表示評価データベース 使用後の注意事項、保管・廃棄上の注意事項 入力画面

事故が発生した場合の対処法に関する表示

結果表示

応急処置:

経口 希釈 (飲んでしまった場合、コップ1杯の水か牛乳を飲ませる) 表示順: 経口 [1]

牛乳禁忌 (飲んでしまった場合、コップ1杯の水を飲ませる)

催吐 (飲んでしまった場合、可能であれば吐かせる)

催吐禁忌 (飲んでしまった場合、吐かせてはいけない)

催吐、水・牛乳禁忌 (何も飲ませない、吐かせてはいけない)

皮膚にかかってしまった場合の応急処置について記載がある 表示順: 皮膚 [2]

内容 水

眼に入ってしまった場合の応急処置について記載がある 表示順: 眼 []

内容

吸い込んでしまった場合の応急処置について記載がある 表示順: 吸入 []

内容

応急処置: その他

医療機関への受診について:

経口

皮膚

眼

吸入

商品特長

1 医師に相談する

2 医師の診察を受ける

3 皮膚科(専門医)を受診する

4 異常がある場合は受診する

対処法: その他

備考(項目名他) 使用上の注意

フォームビュー NUM

図4 製品表示評価データベース 事故発生時の対処法 入力画面

製品名ID	製品名	製品名: 〇〇	会社名	〇〇株式会社
製品に表示のある項目	追加すべき表示項目	用途	警告類	表示項目
商品名	応急処置	含有成分: アルコール系有機溶剤: 非表示性	別名	液体
品名			剤型	液体
用途			食品や飲み物と似ている	
成分			使用方法	封を割って置いておく
性状			製品表示内容	追加を考慮すべき表示内容
レコード [14]			用途以外に使用しないこと	経路・自主基準による表示規定内容
4	製品に表示のある注意事項	表示順	表示項目	表示内容
123	0 基本	1	1	経路異常を察した場合は使用中中止する / 経路不良時は使用しない
10 用途	表示の仕様(保管)	4	4	使用時に表示をよく確認 / 本来の用途以外の方法で使用しない
240	10 用途	5	5	使用時に用途を確認する / 用途以外に使用しない(〇〇の用途以外に使用しない)
10 用途	用途確認	4	4	タッポ(玉蓋)に使用しない
166	10 用途			人体に使用しないこと
31	15 使用前提			正しい使用(安全)に関する注意・警告・対処
2632	2632			食品・医薬品ではない
15 使用前提	食品・医薬品ではない	3	3	食べ物は飲みません / 食べない、飲まない
476	21 使用前提	1	1	目に入らぬようご注意ください、必要に応じてマスクを着用する / 目に入った場合の注意・警告・対処
59	59			吸い込まないようご注意ください、必要に応じてマスクを着用する / 皮膚についた場合の注意・警告・対処
21 使用前提	59			皮膚につかないようご注意ください、必要に応じて手袋を着用する / 使用時に注意する / 本来の用途以外に使用しない
59	59			22 使用量
21 使用前提	59			23 使用方法
59	59			242
22 使用量	22			23 使用方法
83	83			12
23 使用方法	83			23 使用前提
242	242			0 使用前提
23 使用方法	242			24 使用前提
12	12			79
23 使用前提	12			24 使用前提
0 使用前提	0			20
24 使用前提	24			20
79	79			
24 使用前提	79			
20	20			
レコード [14]				
フォームビュー				

図5 製品表示評価データベース 評価結果画面

製品名:○○

追加すべき表示項目
 応急処置

追加を考慮すべき事故発生時の対処法

応急処置:嘔吐:採取 飲んでしまった場合、コップ1杯の水か牛乳を飲ませる

追加を考慮すべき注意事項

表示文例	注意事項 /禁止事項	該当法律・自主基準に規定のある内容
体調異常を感じた場合は使用を中止する /体調不良時は使用しない		
/シャボン玉遊びに使用しない		人体に使用しないこと
使用前に(使用方法)をよく読む /本来の使用法以外の方法で使用しない		正しい使用(安全な)に関する注意・警告・注意
目に入らないようご注意ください、必要に応じてメガネを着用する/ 吸い込まないようご注意ください、必要に応じてマスクを着用する/ 皮膚につかないようご注意ください、必要に応じて手袋を着用する/ 使用量にご注意する /決められた量以上に使用しない 薬剤が飛び散らないよう、またこぼさないよう注意する/		目に入った場合の注意・警告・注意 皮膚についた場合の注意・警告・注意
		火気に近づけないことの注意・警告・注意
		高温や多湿のところなどで使用しないことの注意・警告・注意
歯ブラシを使用した場合はよくすすぎ、子供の手の届かない ところに置く/薬剤が付着した歯ブラシを放置しない		使用後の廃棄方法に関する注意・警告・注意/ 使用後火中に投じないことの注意・警告
使用後の薬剤はきちんと密封して片付ける/ /瓶の上や不安定な場所で保管しない		凍結することがあることの注意・警告・注意
子供が使用する場合は必ず保護者の監督のもとで使用する		

図6 製品表示評価データベース 評価結果シート

厚生労働科学研究費補助金（化学物質リスク研究事業）
分担研究報告書

洗剤・洗浄剤に起因する誤使用・被害事故に関する詳細調査と製品表示の提案

分担研究者	荒木浩之	(財) 日本中毒情報センター	主任
研究協力者	波多野弥生	(財) 日本中毒情報センター	課長
研究協力者	遠藤容子	(財) 日本中毒情報センター	施設長
研究協力者	吉岡敏治	大阪府立急性期・総合医療センター	医務局長

研究要旨

家庭用洗剤・洗浄剤の使用者やその製造業者に事故の実態を認識してもらうために、誤使用・誤認に起因する事故の事例集を作成した。また、製造業者が商品の製品表示を作成する際の指針として利用されることを目的に、事故防止の観点から有用と思われる製品表示改善案を作成した。

2001～2003年の3年間に日本中毒情報センターへ問い合わせのあったカビ取り用洗浄剤415事例、塩素系漂白剤1,987事例、洗濯用洗剤1,053事例、台所用洗剤1,228事例、ポット用洗浄剤299事例、メガネクリーナー32事例から、発生頻度の高い典型事例、また入院して治療を行った重症事例など、事故防止の観点から重要と思われた87事例を抽出し、事例集を作成した。事例集には、カビ取り用洗浄剤による事故で発生頻度の高かった薬剤混合や過量使用などの吸入事例、塩素系漂白剤やポット用洗浄剤による事故で特異的にみられた洗浄中の液の放置に起因する事例、台所用洗剤による事故で発生頻度の高いシャボン玉遊びに起因する事例などを収載した。また、カビ取り用洗浄剤の薬液が目に入り角膜びらんを発症した事故や、幼児が洗濯用洗剤を頭からかぶり薬剤を吸入し1週間近く入院した重症事例も収載した。

これまでの研究で明らかになった製品表示の問題点を踏まえ、事故の発生頻度と重症度を勘案し、事故防止に有用と思われる製品表示の改善案を上記6製品群について作成した。今回作成した製品表示改善案は、単に事故防止の表示項目を網羅的に記載するものではなく、使用者にとって読みやすく、理解しやすいものにするために文字の大きさ、色使い、項目の配置などの表示方法にも充分配慮した。

この研究結果を製造業者や業界団体にフィードバックし、製造サイドの意見を取り入れた表示改善案に発展させることが、今後の課題である。

A. 研究目的

我々の身の回りにある洗剤・洗淨剤はもっとも身近な化学薬品のため、それに起因する事故は絶えない。この研究は、洗剤・洗淨剤による事故の現状を明らかにし、事故防止と製品表示との関連を調査することを目的としている。

一昨年の研究で、日本中毒情報センター(以下 JPIC と略す)に問い合わせのあった事例の retrospective 調査を行い、家庭用の洗剤・洗淨剤による中毒事故の発生状況の実態を明らかにした。また、昨年の研究では、製品表示の理解度と使用実態を把握するために、健康被害事故を起こした使用者を対象に電話アンケートによる prospective 調査を行った。また、市場に出回っている洗剤・洗淨剤を試買し、製品表示の解析を行った。以上より、市場に出回っている商品の製品表示は、統一されておらず、製品表示が事故防止に充分生かされておらず、必要な項目を効果的に表示することで、誤使用・誤認事故を防ぐ余地が残されていることが明らかとなった。

研究の最終年度にあたる本年は、家庭用洗剤・洗淨剤の使用者やその製造業者に事故の実態を認識してもらうことを目的に、誤使用・誤認事故に起因する事例集を作成した。また、製造業者が商品の製品表示を作成する際の指針として利用されることを目的に、事故防止の観点から優れていると思われる製品表示改善案を作成した。

B. 研究対象と方法

1. 事例集の作成

過去の研究結果から、以下の6製品群について、2001～2003年の3年間にJPICへ問い合わせのあった事例を対象とした。有症率、誤使用による健康被害事故の割合が多い“カビ取り用洗淨剤”415事例。JPICへの問い合わせ件数の多い“塩素系漂白剤”1987事例、“洗濯用洗剤”1053事例、“台所用洗剤”1228

事例。家庭用品品質表示法の明確な対象ではなく、工業会の自主基準もない“ポット用洗淨剤”299事例、“メガネクリーナー”32事例。各製品群で発生頻度の高い典型事例、また入院加療を行っているような重症事例など、事故防止の観点から重要と思われた87事例を抽出し、事例集を作成した。

2. 製品表示の改善案の作成

まず、事例集を作成した6つの製品群の代表的な商品を各4商品試買し、昨年までに試買した商品の製品表示内容と比較調査した。いくつかの商品で、表示の改善は見られたが、大きな変化がないことを確認した。次に「家庭用化学製品による誤使用・被害事故の実態調査」(分担研究者 波多野弥生)の研究結果を受け、事故の発生因子から記載すべき表示項目を検討した。表1～6に2001～2002年にJPICに問い合わせのあった各製品群による事故の発生状況を示す。最後に、事故発生頻度と事故が発生した場合の重症度という観点から、使用者に知らせる表示項目に優先順位をつけ、より重要な項目が明確に伝わるように、文字の大きさ、色使い、項目の配置などの表示方法を決定した。表示内容は、消費者が専門的な知識をもっていないことを前提に作成した。

C. 研究結果

1. 事例集の作成

表7にカビ取り用洗淨剤、塩素系漂白剤、洗濯用洗剤、台所用洗剤、ポット用洗淨剤、メガネクリーナーによる主に誤使用・誤認に起因する事例を示す。

カビ取り用洗淨剤による事故発生因子は、他の製品群に比べて種類が多く、誤使用・誤認事故だけを対象にすると、経口よりも吸入による事故が多いという特徴がみられた。従って、発生頻度の高い事例として、薬剤混合や過量使用、長時間使用、換気不良による吸

入事例を収載した。重症事例として、発生した塩素ガスの吸入により入院加療を必要とした事例や散布中に飛散した液が目に入り角膜びらんを発症した事例を収載した。

塩素系漂白剤による事故では、薬剤使用中の希釈液を放置することに起因する事故の発生頻度が高く、事例集には水筒やペットボトルを漂白中に発生した事故などを収載した。重症事例として、カビ取り用洗浄剤と同じく薬剤の混合により発生した塩素ガスの吸入事例を収載した。

洗濯用洗剤による事故では、粉末薬剤の溶け残りに起因する事故の発生頻度が高く、事例集には洗濯したシーツに付いていた洗剤の溶け残りを乳幼児が誤飲した事故を収載した。また、乳幼児の事故では洗剤に付属している計量スプーンによる誤飲事故が40件と多く、誤使用・誤認事故ではないが洗濯用洗剤で特徴的な事例であるため収載した。重症事例には“平成15年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告”でも報告されている洗剤の吸入により入院加療を行った事例を収載した。

台所用洗剤による事故では、シャボン玉液として使用することに起因した事故の発生頻度が高く、洗剤を水などで希釈しその液を乳幼児が誤飲した事例などを収載した。重症事例については、自殺企図による故意に服用したもので呼吸困難や意識障害などが発症したものはあったが、誤使用・誤認事故による重症例はなかった。

ポット用洗浄剤による事故では、“薬剤使用を周知せず”に起因する事故の発生頻度が高く、同僚や家人がポットを洗浄して放置している洗浄液を誤飲した事例などを収載した。入院加療を必要とするような重症例はなかった。

メガネクリーナーによる事例としては、誤認による2事例と飛散による1事例を事例集に収載した。

2. 製品表示の改善案の作成

2-1) 全ての製品群

“緊急時の連絡先”の項目を全ての製品群に追加した。今回試買した全ての商品に、この項目の記載は無かったが、製品表示だけでは全ての事故に対応することは不可能であり、24時間相談できる窓口の電話番号表示は必要である。

商品名・品名・用途・成分・液性・使用量の目安・正味量・使用方法・会社名・住所・連絡先、これらの表示は危険回避、誤使用防止、的確な治療を行う上で最低限必要な項目である。市場に出回っている洗剤・洗浄剤のほとんどに、これらの表示項目の記載はあるが、ポット用洗浄剤やメガネクリーナーの一部の商品にこれらの記載がなかった。今回の製品表示改善案には、全ての製品群でこれらの項目を盛り込んだ。

2-2) カビ取り用洗浄剤

資料1にカビ取り用洗浄剤の製品表示改善案を示す。カビ取り用洗浄剤は、使用者に伝えるべき誤使用・誤認事故を防止するために必要な製品表示項目は満たされており、全ての商品が家庭用品品質表示法と工業会の自主基準に準じた製品表示であった。資料1-1に現行の商品表示を示す。しかし、昨年度の研究で明らかになったように、使用者に認知されていない項目が多くあり、表示改善案は、まず読みやすさに重きをおき、表示内容はそのままに文字の大きさ・色使いなどの表示方法だけを改善した(資料1-2)を作成した。

次に、“裏面の上部の枠囲み”と“使用上の注意”の項目の表示順に意味をもたせるために、事故防止につながる表示内容とそうでない内容に区別し、カビ取り用洗浄剤に起因する事故の中で重症度の高い吸入事故に関係する“換気”“他の薬剤との混合の禁止”“過量使用の禁止”“長時間使用の禁止”と目の曝露に関係する“保護具の着用”の表示を強調した(資料1-3)を作成した。保護具の着用